

20. 19. 18. 17. 16. 15. 14. 13. 12. 11. 10. 9. 8. 7. 6. 5. 4. 3. 2. 1.

別記

要求書

仕事に満足は其へルコト
 十時前制ニシテ夜業ニハ歩ラ付ケルコト
 日給ヲ十四日・即日ニ間速ナリ全部支給シテ
 未拂債金ヲ即時支拂シテ
 工場閉鎖給及対
 争議中給金額支給シテ
 争議中撥性者ヲ出カザルコト
 交渉委員以外ニハ個人ノ一ニ給付認向セザルコト
 概算ノ取付ヲ完備シテ
 女工ニハ最長賃銀六。銭支給シテ
 争議費用ヲ工場主金額担出シテ
 人員配置ヲ確定シテ
 解雇者ニ解雇手当ト特別手当ヲ支給シテ
 工場手当八日給百日分
 工場都合上休業ノ場合八日給八割支給シテ
 常務上ノ傷害者ニハ工場法ニ依リ特別手当ヲ支給シテ
 解雇者ニハ停給ノ減賃額ヲ支給シテ
 工場法ニ依リ病欠ノ場合八日給六割支給シテ
 労務者ニハ休給手当ヲ毎月日給三日分支給シテ
 定休日ニハ仕事ヲサセザルコト

シ金三十八圓ノ前貸賃銀ノ棒引ヲ為シ福田水當二十一年ニ
 對シテハ金二十圓也ノ旅費ヲ給シ一時歸郷セシムル等争議
 團切前策ヲ構ヒツ、アリシヲ勞働者側ノ態度意外ニ強硬ナ
 ル為メ今後ノ経営ヲ憂慮シ他ニ讓渡スヘク對策中ナリ

交渉状況
 二十二日午前十時勞働者側落合勝太郎・土屋寅雄・湯淺一
 彦以上ノ一城業消費組合ノ及従業員清野効太郎外六名ハ工場
 事務所ヲ訪問事業主定方廣司ト會見折衝シ夕九ノ何事僅
 々ナル無事退本セリ

右及申(通)報候也